

議案第54号

朝来市障害者自立支援協議会条例制定について  
朝来市障害者自立支援協議会条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月4日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

障害者に対する施策の総合的かつ計画的な推進及び支援体制の整備を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、朝来市障害者自立支援協議会を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市障害者自立支援協議会条例

#### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3の規定に基づき、朝来市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、及び意見を述べるものとする。

- (1) 朝来市障害者計画等(障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画)の策定、見直し等に関すること。
- (2) 障害者等への支援体制の課題に関すること。
- (3) 関係機関等の連携の緊密化に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた体制の整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉サービス事業所の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援機関の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 障害者団体の代表者
- (8) 地域の代表者
- (9) 障害者等
- (10) 公募による市民
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、研究及び審議を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部ふくし相談支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、協議会の委員の最初の任期は、委嘱の日から令和5年6月30日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 議案第 54 号資料

### 朝来市障害者自立支援協議会条例逐条解説

#### (設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第 4 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の 3 の規定に基づき、朝来市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### 【解説】

朝来市障害者自立支援協議会の設置目的を定めるものです。障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項に審議会を置くことができるとの条文と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 に協議会を置くように努めなければならないとの条文があり、障害者等への支援体制の整備を図ることに関し協議するとともに、障害者計画等の策定、見直し等に関し調査審議するため設置するものです。

#### (所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、及び意見を述べるものとする。

- (1) 朝来市障害者計画等(障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 の規定に基づく障害児福祉計画)の策定、見直し等に関すること。
- (2) 障害者等への支援体制の課題に関すること。
- (3) 関係機関等の連携の緊密化に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた体制の整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

#### 【解説】

協議会の所掌事務を定めるものです。市長の諮問に応じて障害者計画等の策定、見直しのほか、障害者等への支援体制に関する課題や関係機関等と連携を図ること等に関し調査審議を行い、意見を述べるものです。

#### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉サービス事業所の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援機関の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 障害者団体の代表者
- (8) 地域の代表者
- (9) 障害者等
- (10) 公募による市民
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

**【解説】**

協議会は、25 人以内で第 2 項に掲げる組織等から市長が委嘱する委員で組織するものです。

委嘱予定をしている委員としては、学識経験者、障害者相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、障害者の家族会等の代表者、障害をお持ちの当事者の方のほか幅広く意見を求めるため委員の一部を公募することとしています。

**(委員の任期)**

**第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。**

**2 委員は、再任されることができる。**

**【解説】**

委員の任期について定めるものです。委員は障害者計画等の計画期間である 3 年を任期としています。

欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とするものです。また、任期満了後も再度委員となることができることを定めるものです。

**(会長及び副会長)**

**第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。**

**2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。**

**3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。**

**4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。**

**【解説】**

協議会に会長及び副会長を置くことを定めるとともに、選出方法及び役割を定めるものです。

**(会議)**

**第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。**

**2 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。**

**3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。**

**4 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。**

**【解説】**

協議会の会議の開催に関する事項を定めています。

会議は会長が招集することを規定していますが、招集の特例を附則第 3 項で規定しており、最初の会議及び任期満了後の最初の会議は市長が招集することとしています。

会議は委員の過半数の出席を成立の要件とし、議事は出席委員の過半数で決することとしています。

**(専門部会)**

**第 7 条 第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査、研究及び審議を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。**

**【解説】**

協議会の専門部会を置くことができることを定めるものです。

障害者等への支援体制に関する課題について、専門部会を設置し、調査、研究及び審議を行うこととしています。

なお、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定見直し等の検討についても、計画期間毎に障害者計画は6年、障害福祉計画及び障害児福祉計画は3年毎に専門部会を設置し、専門的な調査、検討及び審議することとしています。

**(庶務)**

**第8条 協議会の庶務は、健康福祉部ふくし相談支援課において処理する。**

**【解説】**

協議会の庶務を処理する担当課を定めるものです。

協議会を所掌するふくし相談支援課において処理することとしています。

**(委任)**

**第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。**

**【解説】**

この条例に定めるほか、協議会の運営に関する必要な事項については、別に定めるものです。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、公布の日から施行する。

**(任期の特例)**

2 第4条第1項の規定にかかわらず、協議会の委員の最初の任期は、委嘱の日から令和5年6月30日までとする。

**(招集の特例)**

3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

**【解説】**

第1項は、この条例の施行日を公布日からとすることを定めています。

第2項は、委員の任期の特例を定めるものです。

第3項は、招集の特例を定めるもので、施行日以降及び任期満了後最初の協議会の招集権者を市長とすることを定めるものです。